

服 装 規 程

高校生は勉学を第一とし、大切な人間形成の段階であるから、服装は清潔端正でなければならない。所持品もいたずらに流行を追って外面を飾ることを考える前に、まず内面の充実に努力すべきである。したがって、本校における服装規程を次のように定める。ただし、身体上、服装規程に従って制服の着用ができない場合は、所定の届けを生徒指導部に提出して、許可を得なければならない。

1 通学服は学校指定（後記に示す）の制服とする。

着用期間は次の場合に分ける。

ただし、始業式・終業式や受験などの公式な場には、別途指示する統一の服装とする。

(1) 冬服期間 4月1日～4月30日及び11月1日～3月31日

ブレザー、ズボンまたはスカート、長袖シャツ、ネクタイを着用。

※ネクタイに変えリボンも可。ベスト・セーター（いずれも指定品）、コート・マフラー・手袋・耳当ての着用任意とする。マフラー・手袋・耳当ての脱着は昇降口とする。

(2) 合服期間 5月1日～5月31日、10月1日～10月31日

ブレザー、ズボンまたはスカート、シャツ（長袖、半袖いずれも可）、ネクタイを着用。

※ネクタイに変えリボンも可。ベスト・セーター（いずれも指定品）、コート・マフラー・手袋・耳当ての着用任意とする。

ブレザーに替え、ベストまたはセーター（いずれも指定品）の着用も可とする。

ブレザーを着用しない場合、ネクタイの着用は任意とする。

ブレザーの下に、ベストまたはセーター（いずれも指定品）の着用も可とする。

気候・体調に応じコート（指定品）、マフラー・手袋・耳あての着用は任意とする。マフラー・手袋・耳当ての脱着は昇降口とする。

(3) 夏服期間 6月1日～9月30日

シャツ（長袖、半袖いずれも可）、ズボンまたはスカート。

ベストまたはセーター（いずれも指定品）の着用も可とする。

ネクタイの着用は任意とする。（ネクタイに替え、リボンも可とする。）

(注1) カッターシャツ・ブラウスの下に着るもの（インナーシャツ）は、色物、絵及び文字入りのTシャツは禁止する。

(注2) 変形ズボン、ロングスカート、ミニスカートなど制服の変形は禁止する。

(注3) スカート丈は膝頭中央から膝頭下までとする。

(注4) ブレザー着用時は、前ボタンをしめる。

2 鞆（かばん）

通学は、学校指定のかばんまたはリュックを使用すること。

3 靴

- (1) 通学靴は、指定された黒色の革の短靴を使用する。事情がある場合は事前に届けること。
- (2) 体育時は、体育科の指示した靴を使用する。
- (3) いずれも学科・氏名をはっきり記入すること。

4 靴 下

ソックスは紺色または黒色とし、無地またはワンポイントを可とする。冬季期間は紺色または黒色無地のタイツも可とする。

なお、冬季期間以外は気候・体調に応じて着用は任意とする。

ただし、タイツは肌が透けるタイプは不可とする。なお、タイツの着用の場合はソックスを使用しなくてもよい。

(注5) ソックスは、くるぶしが隠れていること。線入り・アミ目模様のソックス・タイツは禁止する。

5 セーター

学校指定のセーターとし、合服・夏服期間以外のセーター姿での登下校は、禁止する。

6 上ばき

校舎内は、学校指定の学年色別のものを使用し、学科・氏名をはっきりと記入すること。体育館では、体育館シューズを使用すること。

7 校章・科章

ブレザーの左襟に校章を、その下に科章をつける。

8 コート

冬服期間のみ華美でなければ、着用を認める。ただし、パーカー、トレーナーなどは不可とし、制服の一部として着用する意識を持ち、華美でないものとする。

9 マフラー・手袋・耳あて・膝掛け

マフラー・手袋・耳あて・膝掛けとも無地（色は黒・白・紺・茶色・灰色など華美でないもの）かチェックかストライプであること。キャラクター柄は認めない。

10 頭髪

清潔感があり、好印象をもたれる髪型とする。

- (1) ビジネスマナーに反する奇抜な髪型はせず、染髪・脱色・パーマ・エクステンション等の特別な加工は厳禁とする。
- (2) 眉毛を不自然に剃ったり、加工したりしないこと。
- (3) 前髪は目にかからないように、後ろ髪は後ろ襟より長い場合は、切るか黒・紺・茶色のゴムで束ねる。

11 その他

- (1) 次の事柄は全て禁止する。

- ① 装身具（指輪・イヤリング・ネックレス・ペンダント・ピアス等）を身につけること。
- ② サングラスをかけること。
- ③ 化粧（色つきリップクリーム・マニキュア・アイシャドー・香料・口紅・白粉・つけまつげ等）をすること。
- (2) ヘアピンは、不必要な飾りの付いているものは禁止する。
- (3) ベルトは、ビジネススタイルのものとする。
- (4) 登下校中の帽子の使用は認めない。
- (5) 美容を目的とした整形は、一切これを禁止する。